

## 法人税実務事例検討

## シンジケートローンに係る手数料の損金算入時期について

新日本アーンストアンドヤング税理士法人  
ディレクター 税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

シンジケートローンに係る手数料のうち、借入実行時に役務提供の終了しているアレンジメントフィーと借入期間中の役務提供に係るエージェントフィーとでは損金算入の時期が異なる。

## 事 例

当社は資金調達手段を多様化するために、この度複数の金融機関からシンジケートローンによる借入れを行いました。

このシンジケートローンの実行に際して、幹事金融機関に対してアレンジメントフィーとエージェントフィーを支払う必要が生じたことから、借入実行時に一時金として支払い、借入れのための一時の費用であるとしておりますが、法人税の所得金額の計算においても、この会計処理が認められますか。

## 【当社の会計処理】

借入手数料 1,575,000 円 / 銀行預金 1,575,000 円  
支払手数料 3,150,000 円 / 銀行預金 3,150,000 円

## I 本事例における法令等からの検討

## 1 法人税法からの検討

当該事業年度の損金の額に算入すべきものとして法人税法第 22 条第 3 項及び第 4 項（各事業年度の所得の金額の計算）は、次のように規定しています。

「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。」（法法 22 条③）

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業

年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

そして、「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」（法法22条④）

これは、法人が各事業年度の損金の額に算入される原価、費用及び損失の額の計算においては、別段の定めがある事項を除き、会社法その他法人の利益の計算に関する法令の規定及び一般に認められた公正な企業会計の原則に基づき、利益の計算上公正妥当と認められ、かつ、所得金額の計算上も合理的と認められる方法の適用を意図しているとされています。

なお、第3項の「別段の定めがあるもの」とは、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）や法人税法第61条の5（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に関する取扱いなどであり、本件事例のような役務提供に係る一般的な費用についての別段の定めは見当たりません。

## 2 法人税基本通達からの検討

法人税基本通達2-2-12《債務の確定の判定》において、法人税法第22条第3項第2号の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとしています。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

この通達によれば、債務が成立していること、相手方からの給付があったこと（すなわち財貨の費消・役務提供があったということ）、また金額が合理的に算定できれば、その事業年度の損金の額に算入できるということになります。

## 3 アレンジメントフィーとエージェントフィーについて

シンジケートローンとは、借入人の資金調達ニーズに対して複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一の条件で融資を行う資金調達手法です。参加金融機関をアレンジャー（幹事金融機関）が募集する点において社債発行と似た面がありますが、シンジケートローンは金融機関からの借入取引です。設備投資資金のような長期資金の調達を行う場合のみならず、コミットメントラインのような短期融資枠の組成においても有効な手法であるとのことです。

アレンジャーとは、調印までの、①ストラクチャーの提案、②ジェネラル案件におけるマーケットの需要の調査、③契約条件の取りまとめ、④契約書（タームシート）の作成（ドキュメンテーション）、⑤招聘金融機関との交渉（シンジケーション）、⑥バンクミーティング、及び⑦調印式等の

アレンジその他実務全般を行うこととされています。

また、エージェントは貸付人の委託に基づく代理人として、①貸付・元利金・手数料等の資金決済業務、②借入人及び貸付人への通知、③財務制限条項など契約内容のモニタリング、④貸付人の意思終結、及び⑤債権又は地位の譲渡に関連する事務手続その他のエージェント業務を行うこととされています。

シンジケートローンを利用する場合には、借入金の金利とは別にこれらのアレンジャーとしての役務提供に対するアレンジメントフィー及びエージェントとしての役務提供に対するエージェントフィーの手料金を支払う必要があります。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 アレンジメントフィーの損金算入

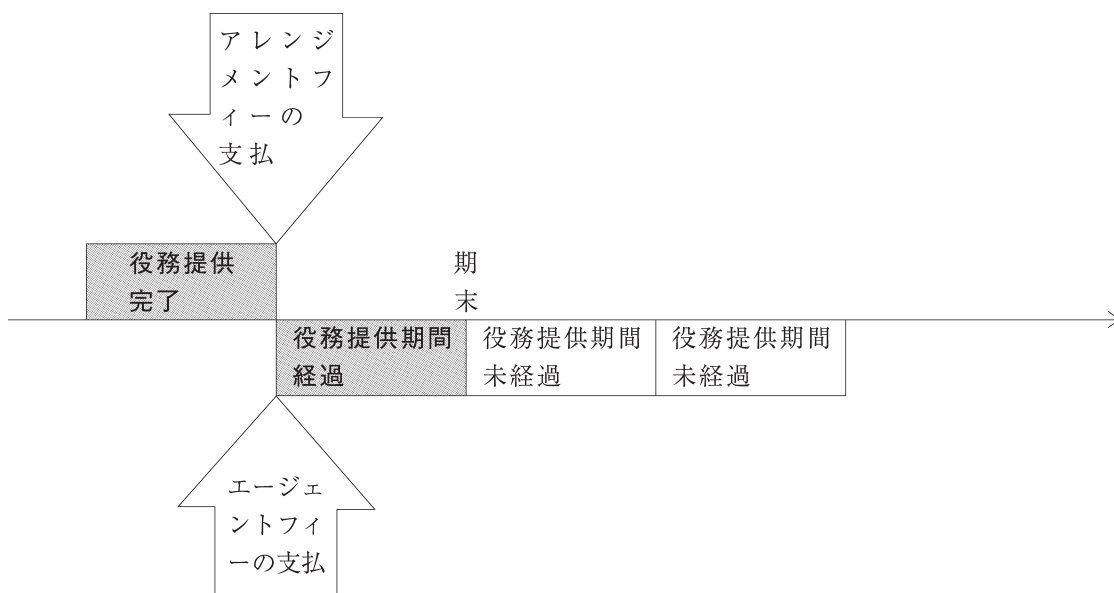
アレンジメントフィーは、シンジケートローンに係る調印までの、①ストラクチャーの提案、②ジェネラル案件におけるマーケットの需要の調査、③契約条件の取りまとめ、④契約書(タームシート)の作成(ドキュメンテーション)、⑤招聘金融機関との交渉(シンジケーション)、⑥バンクミーティング、及び⑦調印式等のアレンジ

その他実務全般を行ったことに対する対価であると考えられることから、上記、法人税基本通達2-2-12における、債務が成立していること、相手方からの給付があったこと(すなわち役務の提供があったということ)、また金額が合理的に算定できており、そのアレンジメントフィーを借入手数料として支出していることから、その事業年度の損金の額に算入できるということになります。

### 2 エージェントフィーの損金算入

エージェントフィーは、貸付人の委託に基づく代理人として、①貸付・元利金・手数料等の資金決済業務、②借入人及び貸付人への通知、③財務制限条項など契約内容のモニタリング、④貸付人の意思終結、及び⑤債権又は地位の譲渡に関連する事務手続その他のエージェント業務を行うことから、その役務提供はシンジケートローンの借入期間に及ぶこととなり、エージェント業務を行ったことの対価として支払うエージェントフィーはそのシンジケートローンの借入期間に応じて費用に計上することが相当であると考えられ、一時金として支払われたエージェントフィーのうち翌事業年度以後の借入期間(役務提供期間)に対応する部分の金額については、当事業年度の損金の額に算入することはできません。

【シンジケートローンに係る手数料の損金算入時期の概要図】



【貴社の会計処理：支払時】

借入手数料	1,500,000円	／	銀行預金	1,575,000円
仮払消費税	75,000円	／		
支払手数料	3,000,000円	／	銀行預金	3,150,000円
仮払消費税	150,000円	／		

【貴社の税務処理：期末時】

前払費用	2,100,000円	／	支払手数料	2,000,000円
		／	仮払消費税	100,000円

< 貴社の申告調整 >

【別表 4】

		事業年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇社	
区 分		総 額	処 分			
			留 保		社 外 流 出	
		①	②		③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円		配 当	円
					そ の 他	
加	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2				
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。 )及び市町村民税	3				
	損金の額に算入した住民税	4				
	給与の損金不算入額				他	
算	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他	
	前 払 費 用 否 認	10	2,000,000	2,000,000		

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

		事業年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③	④
			減	増		
		①	②	③		
利 益 準 備 金	1	円	円		円	円
積 立 金	2					
前 払 費 用	3				2,100,000	2,100,000
仮 払 消 費 税	4				▲100,000	▲100,000

(了)